

大阪、平 6 不60、平7.9.29

命 令 書

申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 近畿物流株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員 X 1 に対して、平成 6 年 9 月 14 日付けで通知した解雇がなかったものとして取り扱い、解雇の翌日から就労させる日までの間、同人が受け取ったであろう賃金及び一時金の額及びこれらに年率 5 分を乗じた金額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、1メートル×2メートル大の白色板に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人本社入口付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 X 2 殿

近畿物流株式会社
代表取締役 Y 1

当社が行った下記の行為は、大坂府地方労働委員会において、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- 1 平成 6 年 9 月 14 日、貴組合員 X 1 氏を解雇したこと。
- 2 平成 6 年 6 月 20 日、貴組合員 X 3 氏（当時）及び同 X 4 氏に対し、深夜、長時間にわたって組合脱退を強要したこと。
- 3 平成 6 年 6 月 22 日、貴組合分会長 X 5 氏の自宅前において同氏の名誉を傷つける言動及び同氏の妻を威迫する等の言動を行ったこと。
- 4 平成 6 年 6 月 25 日、当社が組合脱退を強要した事実を公表した元貴組合員 X 3 氏に対し、当社従業員の面前で顔面を殴打する等の暴行を加えたこと。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人近畿物流株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、道路貨物運送業を営んでおり、その従業員数は本件審問終結時

約10名である。

なお、会社の名称は本件申立て当時、平成運輸産業株式会社であったが、平成7年1月18日に事務所所在地の移転とともに商号変更を行い、前記被申立人表記のとおりとなっている。また、会社の代表取締役は、平成6年7月1日にY1（以下「Y1」という）からそれまでは専務取締役であったY2（以下「Y2」という）に変更され、その後7年1月18日に再びY1となっている。

- (2) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という）は、肩書地に主たる事務所を置き、関西地区において主にセメント、生コンの製造及び輸送に従事する労働者で組織される労働組合で、その組合員数は本件審問終結時約1,700名である。

組合には下部組織として会社に勤務する従業員で平成6年6月20日に結成された平成運輸産業分会（以下「分会」という）があり、その分会員は、結成当時には分会長X5、副分会長X3、書記長X1、執行委員X4（以下それぞれ「X5」、「X3」、「X1」「X4」という）及び同X6の5名であったが、後にX3が脱退して審問終結時には4名である。

2 組合員に対する脱退勧奨等について

- (1) 平成6年6月20日午前10時ごろ、組合の執行委員X7（以下「X7」という）及び同X8（以下「X8」という）は分会員数名とともに会社を訪れ、Y1、Y2及び会社管理部長Y3（以下「Y3」という）に対し、組合及び分会の連名の文書で分会結成を通知するとともに、労働条件の改善に係る団体交渉（以下「団交」という）を同月25日に開催するよう申し入れた。これに対し会社は、「25日の団交開催には応じるが、開催の時間及び場所については考えさせて欲しい」旨回答した。

- (2) 平成6年6月20日午後3時ごろ、X3は、会社から呼び出され、会社事務所2階の応接室（以下「応接室」という）で、Y1、Y2及びY3から「こんな組合に入られると会社が潰れる」、「組合をやるんやったら黙ってお前を刺す」、「組合をやめろ」と組合からの脱退を求められた。午後8時ごろになり、Y1が従業員から業務報告を受けることになったため、X3は応接室を出た。

同日午後9時ごろ、X3及びX4が共に帰宅しようとしていたところ、配車係Y4に呼び止められ、2人は応接室に入った。応接室には、Y1、Y3、Y1の義兄であるY5（以下「Y5」という）他1名がおり、Y1らは「組合をやめろ。やめないと殺す」とX3及びX4に対して組合からの脱退を求め、これを拒否したX3及びX4との間で口論となった。

翌21日午前0時ごろになって口論が収束し、X3及びX4は帰ろうとしたが、Y1らは、X3は帰すわけには行かないとしてX31人を残した。Y5がX3に対して「組合脱退届けを書け」と言っている時に、建物の外で大きな爆発音が聞こえ、この音について、Y5が「おれの若い衆が道具を持って来ている」と言ったのを聞き、X3は身の危険を感じ

て脱退届けに署名をした。その後さらにY5はX3に対し、「お前は他の組合員を脱退するように説得せよ」と述べた。午前2時ごろになって、X3は帰宅を許された。

(3) 平成6年6月21日、X3から組合オルグを通じて前日のY1らの行為について報告を受けたX7ら組合員は、会社に出向き、X3及びX4に対する行為について抗議した。これに対しY1が、「運転手が労働組合に加入するのは自由やし、会社が運転手に何を言うのも自由や」と述べたので、組合は「荷主からの会社に対する指導の要請、会社の行動に対する監視・抗議行動を展開せざるを得ない」旨通告し、同日から宣伝車を配置し、組合員を動員して会社の行動に対する監視態勢をとった。

(4) 平成6年6月22日午後1時ごろ、X1は、仕事の話があるとY3に呼び出され、15分程で話を終えるということで応接室に入った。Y3がX1「社宅の契約が今月で切れるので他を探せ」と社宅からの退去を求め、またY1は「夜道に気をつけろ」と述べた。30分ほど経過してもX1は戻らず、応接室から大きな物音がきこえて来たために、会社の行動を監視していた組合員数名が応接室に入ってX1を連れ出した。

同日午後2時30分ごろ、X7とY1は、会社近くの喫茶店で話合いを行った。Y1は「組合を作ってもいいのか。融資が止まったら、運転手の生活は誰が見る」、「組合の宣伝車にトラックが突っ込むかも知れん。あんたの家も調べればわかる。中途半端はするな。最後までかかってこい」などと述べた。

同日午後5時ごろ、X7がY2の求めに応じて応接室に行った。そこでY1は、「あんたらが行動するから仕事が減る」と述べた。X7が「会社が不当労働行為を行う以上、組合としては行動せざるを得ない」と述べ、これに対しY1は、「それが俺のやり方や。気にいらなかったら好きにせんかい」と述べたため、話合いは物別れに終わった。

(5) 平成6年6月22日午後8時30分ごろ、X5の妻から、近くで待機していたX7に、「Y1が家に来て、ドアを開けろ、開けないとドアを壊すと言っている」と電話が入った。X5は所用で留守にしており、同人宅には同人の妻及び1歳の子供だけが居た。X7はX5の妻に対して警察に連絡するよう伝えるとともに、X5宅へと向かった。X7がX5宅に到着したとき、玄関先にはY1及びY3がいた。Y1は「X5宅で覚醒剤が使われ、また、売春がおこなわれているという情報が入った」などと怒鳴っていた。午後9時ごろ、パトカー2台で警察官6名がX5宅に到着したが、Y1はなおも怒鳴り続けた。午後9時30分ごろ、暴力団担当の警察官が到着して、Y1らを会社に連れて帰った。

(6) 平成6年6月25日午前9時から、会社は、Y1社長を始め全管理職出席の下で、兵庫県加古郡播磨町の中央公民館で従業員研修会を開催した。

同日午前11時、会社は研修会を中断し、組合から同年6月20日に申し入れられた団交を開催した。組合からX7、X8、X5及びX1が、会

社からはY1、Y2、Y3外従業員2名が出席した。冒頭、Y1は、「交渉に入る前に聞いておきたいが、X5は組合でやるんやな」、「作日X1が会社を休んだのは無断欠勤やから解雇や」と述べた。これに対し、組合はしばらく応答していたが、Y1が従業員に買いに行かせたビールを飲み始めたため、X7は、「このような不真面目な態度では団交を行ってもしかたがない」と述べて、開始から20分で団交を打ち切った。

- (7) 平成6年6月25日午後1時、会社は研修会を再開した。席上、会社は、「平成会」と称する会の加入届を配布した。分会員がこの会の趣旨を尋ねたところ、会社は、以前からある親睦会と同じものだと説明した。分会員は、親睦会ならと加入届に署名し提出したが、役員選出の段になり、「平成会は組合に対抗する第二組合である」と判断し、加入届を返却してもらい退場した。

会場に残っていたX3は、選出された役員に発言を求め、従業員に対して、「社長らに身の安全がないと脅されて組合を脱退した。」と前記(2)記載の出来事を公表した。これに対してY1が、「分会員5人の内の1人は会社の事情をわかって脱退してくれた。他の4人はわかってくれない」と発言した。

- (8) 平成6年6月25日午後4時ごろ、Y1は、会社食堂内で他の従業員数名と飲食していたX3の顔面を殴り、さらに顔面を蹴った後、すぐに出ていった。その後、トイレに行行って戻って来たX3は、食堂で従業員に話しているY1を見て、車庫におかれていたガソリンを体にかぶってY1に近づいた。これを見た従業員がX3を取り押さえた。
- (9) 平成6年6月26日午前10時ごろ、応接室でY3はX3に対し、「昨晚、Y1がX3について『歌う鳥はものがいえないように消してしまえ』と言っていたが、自分がなだめておいた」と述べた。

同日、X3は、X4に付き添われて兵庫県加古川警察署へ行き、Y1の暴力行為について被害届を出した。翌27日にX3は、加古川市内の病院で、頭部打撲、頸部捻挫等により加療10日間を要する」旨の診断書の交付を受けた。

なお、X3は後に、別件交通事故を理由として、会社から解雇されている。

3 和解交渉について

- (1) 平成6年7月1日、Y2が会社の代表取締役役に就任し、Y1は取締役会長となった。

組合と会社は、運送業界誌の代表者を仲介として和解をはかることになり、同月6日、交渉が開催された。仲介者立ち合いの下で、組合からは執行委員長X2、X7及びX8が、会社からはY2が出席した。その場でY2は組合に謝罪し、交渉の結果、会社が組合に対し、謝罪文の交付と金員の支払いを行うことで合意した。金員については、組合及び組合員が会社から被った実損とし、具体的には後日数字を示すこととなっ

た。

しかし会社はその後金員の額について組合が提示した案に対し、組合員の治療費及び給料保証の金員は支払うが、組合や組合員の家族が受けた損害についての支払いには応じられないとしたため、和解交渉はまともならなかった。

同年8月30日に再度仲介者を入れた和解交渉が前回と同じ出席者で開催されたが、解決には至らなかった。

- (2) 平成6年9月8日、前回出席者にY1を加えて和解交渉が開催されたが、Y1がビールを飲みながら対応したことに組合が抗議し、実質的な交渉は行われなかった。このため組合は、「荷主に対する指導要請をより強化し、ストライキ（以下「スト」という）も行使せざるを得ない」旨述べた。組合が席を立つ際、Y1は、「おまえらもやるんやったら根性入れてかかってこい」などと述べた。

4 X1に対する解雇通告について

- (1) 平成6年9月8日、組合は、前記3(2)記載の和解交渉後に集会を開催し、会社による分会員に対する組合脱退勧奨、団交における不誠実な対応、和解内容の不履行等が不当労働行為であり、これに抗議するとして、同月14日にストを実施することを決定した。

- (2) 平成6年9月14日午前11時ごろ、X1は、荷物の配送先である愛知県小牧市内で、荷下ろしを終えるとすぐに「組合の指示で作業をしない」と電話で会社に連絡した。Y2が「ストをするのか」と尋ねたところ、X1は「そういうことかな」と返答した。X1がストを理由に岐阜県で次の荷を積むことに応じなかった（以下この業務拒否を「本件スト」という）ため、Y2は、その積荷を他の従業員に運ばせるから午後3時までに車両を会社に返還せよと命じたところ、X1は、午後3時までには会社に着けない旨回答した。Y2はX1に対し、「荷物は積まない、車は返さない、業務指示に従わなければ解雇や」と述べた。

その後Y2はX7と連絡をとり、Y2が本件ストについて組合として行っているのか否かを確かめたところ、X7はこれを認めたので、Y2が「なぜ事前にスト通告をしないのか。次の仕事が決まっているがどうするつもりだ」と述べたところ、X7は「スト実施にあたっては事前通告は必要ない。ストは業務命令を拒否することであるから、当然次の仕事には就かない」と答えた。これに対しY2は、「次の積荷ができないし、X1を解雇する」と述べた。

2日後、組合はX1の解雇の撤回を申し入れたが、会社は「仕事をすの気のない人間は使わない」と述べ、これを拒否した。

なお、組合と会社との間には、スト実施の事前通告義務等に係る労働協約は締結されていない。

5 本件審問手続きにおける会社の対応について

会社は、第1回調査期日に出席して答弁書を提出したが、それ以降に行

われた審問には出席せず、最終陳述書も提出していない。

6 請求する救済の内容

組合の請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 組合員 X 1 に対する平成 6 年 9 月 14 日付け解雇がなかったものとして取り扱うこと
- (2) 平成運輸産業分会結成以来行われた脱退強要、脅迫、暴力行為について謝罪すること及び実損を回復すること
- (3) 謝罪文の掲示

第 2 判断

1 X 1 の解雇について

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は次のように主張する。

X 1 の解雇は、組合を嫌悪する会社が、本件スト実施を理由として行ったものであり、不当労働行為である。

イ 被申立人は次のように主張する。

X 1 は、以前から業務命令違反を繰り返していた。また、無断欠勤を繰り返したことにより、譴責処分に処したこともある。

組合が実施したと主張する本件ストは、団交が尽くされておらず、予告もなく、要求事項をあげずに行われたもので、ストとは判断できず、当日の X 1 の不就労は、単に個人的な業務拒否であるので、同人を解雇したものである。

よって、本件解雇には合理的な理由があり、不当労働行為ではない。

(2) 不当労働行為の成否

ア 会社は、X 1 は以前から業務命令違反又は無断欠勤を繰り返していたと主張するが、同人に係る過去の業務命令違反又は無断欠勤については、その事実を認めるに足る具体的な疎明はない。

イ 次に、会社は、本件ストは、団交が尽くされておらず、予告もなく、要求事項をあげずに行われたもので、ストとは判断できず、X 1 は単に個人的な業務拒否を行ったものと主張するので、この点につき検討する。

(ア) 前記第 1 . 3 及び 4 認定によれば、①組合は、平成 6 年 9 月 8 日に、和解交渉で実質的な交渉が行われなかったことから、分会員に対する脱退勧奨、団交における不誠実な対応、和解内容の不履行等の一連の会社の行為に抗議することを目的として、同月 14 日にストを実施することを決定していること、② X 1 は本件ストについて、会社に、組合の指示である旨告げていること、及び③これについての会社からの連絡に対し、組合はストである旨の回答を行っていることがそれぞれ認められる。

したがって本件ストは、X 1 の個人的な行為としてではなく、会社の一連の行為に対する組合の抗議ストとしておこなわれたものと

認められる。

(イ) ところで、組合が平成6年9月8日に抗議ストの実施を決定した背景について見るに、前記第1. 2(4)、(6)及び3(2)認定及び後記2(2)判断のとおり、分会の結成通知を受けた会社が、即日2名の分会員を呼び出し、威嚇的言動で組合脱退を強要したのみならず、他の組合員の名譽を傷つけたり、その家族に対して威嚇的な言動による嫌がらせを行い、また、元組合員に対する暴力行為が行われており、さらに、Y1は組合との団交や和解交渉等の席上でも、「組合の宣伝車にトラックが突っ込むかも知れん。あんたの家も調べればわかる」などと述べたり、ビールを飲みながら、「やるんやったら根性入れてかかってこい」などと述べているのであって、これからすれば、会社は、分会の壊滅を企図して、組合及び組合員に対する威嚇的言動や暴力行為を継続して行っていた状況にあったものと認められる。

(ウ) このように、本件ストが、会社の威嚇的言動や不誠実な態度に起因するものであり、また、前記第1. 3(2)認定のとおり、組合は会社に対し、スト実施6日前の平成6年9月8日に、「ストも行使せざるを得ない」旨口頭で告げていることからしても、会社は、組合がストを実施することを事前に予想しており、その目的が会社の態度に対する抗議にあることも理解していたと考えられる。

(エ) ところで、スト予告通知及びストの目的の提示の方法についてみると、前記第1. 4(2)認定によれば、X1は、平成6年9月14日、スト開始と同時に電話で「組合の指示で作業をしない」とのみ連絡し、その際に、ストの目的を会社に対して改めて明らかにしておらず、このような、組合のスト通告の方法には非がないとは言えない。

しかしながら、組合がこうしたストの通告方法をとったことについては、前記(イ)判断のとおり、会社による組合敵視の態度からみて、むしろ会社がその責を負うべきものと認められ、また、前記第1. 4(2)認定のとおり、スト実施の事前通告義務等に関する労働協約や労使慣行が存在しないことをも考慮すれば、組合に責を問うことは相当ではない。

なお、本件ストについて、会社は、団交が尽くされずに実施されたと主張するが、団交が打ち切られるに至った経緯及び、その後、団交が開催されずに本件ストに至ったことについては会社の態度に起因すると見るべきであり、この点についての会社主張には理由がない。

ウ 以上のとおり、X1の解雇は、組合を嫌悪する会社が、分会書記長である同人を会社から排除するため、正当な組合活動と認められるストに参加したことを理由としてなした不利益取扱いであり、組合の弱体化を企図してなされたものであって、労働組合法第7条第1号及び

第3号に該当する不当労働行為である。

2 組合員に対する脱退勧奨等について

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

①会社は、X3を10時間、X4を3時間にわたって応接室に監禁し、数人で「組合をやめないと殺す」などと脅迫して組合脱退を強要した。その上、この事実を従業員に公表したX3に対して暴力を振るって負傷させた。また、②会社は、X5の自宅へ出向き、同人が不在であるにもかかわらず、ありもしないデマを大声で怒鳴り、「ドアを開けないと壊す」など述べ、同人の妻を脅迫した。

これらの行為は、組合を嫌悪して行われた不当労働行為である。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

①X3及びX4と応接室で長時間話したことは認めるが、会社の経営状況を話ただけであって、組合からの脱退を強要したものではない。なお、X3は、会社の経営状況を理解し、自らの意思で組合から脱退することを決意したものである。Y1がX3を殴ったことは事実であるが、これはX3がガソリンをかぶってY1に抱きつかうとしたのを制止したに過ぎない。

②X5の自宅へ出向いた理由は、X5宅には夜遅くまで人の出入りがあると家主から苦情がでたためであり、その事実を確認しにいったのである。

したがって、会社の行為は不当労働行為ではない。

(2) 不当労働行為の成否

ア X3及びX4に対する行為について

前記第1. 2(1)及び(2)認定のとおり、会社に対し分会結成通知がなされた平成6年6月20日当日、Y1ら数名が応接室において、X3に対しては延べ10時間にわたって、X4に対しては3時間にわたって組合を脱退するように求めたこと、しかも、これらの行為は、長時間、深夜に行われただけでなく、その内容において、「こんな組合に入られると会社が潰れる」、「組合をやめろ、やめないと殺す」、「若い衆が道具を持って来ている」など威嚇的な言動がなされていることが認められる。したがって、X3及びX4に対するこれら会社の行為は、会社主張の如く経営状況を話していたというようなものではなく、組合の存在及び組合の活動に嫌悪を抱く会社が、分会の壊滅を企図して行った、組合脱退強要行為である。

また、前記第1. 2(8)認定のとおり、同月25日、Y1が、食堂にいた元組合員X3の顔面を殴る蹴るという暴力行為を行っていたことが認められる。なお、X3がガソリンをかぶったのは、このY1の行為の後のことであり、この点についての会社の主張は採用できない。このY1の行為は、X3が会社から受けた組合脱退強要について従業員

員の前で公表したことが直接の原因であると考えられ、単なるX3に対する個人的報復ではなく、会社の意図を妨害する者が受ける被害を従業員に知らしめ、もって組合を排除することを企図したものと判断せざるを得ない。

イ X5の自宅前での行為について

前記第1.2(5)認定のとおり、Y1及びY3は、X5宅を訪れて、1歳の子供と居た同人の妻に対して、「ドアを開けなければ壊す」「覚醒剤や売春が行われているとの情報が入った」等1時間以上にわたり同人宅前で怒鳴っていたことが認められる。Y1のこのような行動は、会社の主張のような家主からの苦情の申入れがあった事実の有無を確認するために行ったとは到底認められず、組合分会長であるX5の名誉を傷つけ、また同人の妻を威迫し、もってX5の組合活動を制圧することを企図したものと見るほかない。

ウ 以上のとおり、ア及びイ記載の会社の各行為は、組合を嫌悪して分会員を精神的・肉体的に圧迫し、組合脱退を強要するとともに、会社から組合の影響力を排除させるために行われたもので、労働組合法第7条第1号及び3号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

組合は、分会員に対する脱退強要、脅迫、暴力行為については実損を回復することをも求めるが、当委員会における救済としては、主文2のとおり、命ずるのが相当である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成7年9月29日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟